

福岡市公報

令和 8 年 4 月 13 日 第7227号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次 ページ

選挙管理委員会

- 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正（規程第1号）…………… 1
- 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部改正（規程第2号）…………… 2

選挙管理委員会

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 4 月 13 日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

福岡市選挙管理委員会規程第1号

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年福岡市選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号の1備考第5項第1号ア（ア）中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同号ア（イ）中「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改める。

別記様式第5号の2備考第5項第1号ア（ア）中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同号ア（イ）中「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

別記様式第6号の2（別紙）備考第2項第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同項第2号中「386,500円+5円18銭」を「419,000円+5円62銭」に改める。

別記様式第6号の3（別紙）備考第3項第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同項第2号中「586,905円+28円35銭」を「609,690円+30円73銭」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和8年4月13日

福岡市選挙管理委員会

委員長 富 永 計 久

福岡市選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和30年福岡市選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「12,000円」を「23,000円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行については、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第15条の2第3号ア中「及び車賃」を「、航空賃及び車賃」に、「イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号イ中「10,000円」を「20,000円」に改め、同条第4号ア中「10,000円」を「15,000円」に改め、同号イからエまでの規定中「15,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。